

昭和三十三年五月八日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 薩摩 雄次君

理事 荻野 豊平君 理事 瀬戸山三男君

理事 二階堂 進君 理事 前田榮之助君

理事 三鍋 義三君 理事 荒船清十郎君

理事 逢澤 寛君 理事 大高 康君

理事 生田 宏一君 理事 井谷 正吉君

理事 徳安 實藏君 理事 中島 巖君

理事 田中幾三郎君 理事 山下 榮二君

出席國務大臣 建設大臣 南條 徳男君

出席政府委員 建設技官 富樫 凱一君

委員外の出席者 専門員 山口 乾治君

五月七日 委員前田榮之助君辞任につき、その補欠として横路節雄君が議長の名指で委員に選任された。

同日 委員横路節雄君辞任につき、その補欠として前田榮之助君が議長の名指で委員に選任された。

同日 二階堂進君及び前田榮之助君が理事に補欠当選した。

本日の會議に付した案件

理事の互選

日本道路公団法の一部を改正する法

第一類第十二号 建設委員會議録第二十一号 昭和三十三年五月八日

律案(内閣提出第一三六号)

○薩摩委員長 これより會議を開きます。

まず理事の補欠選挙を行います。理事の二階堂君が去る二月二十七日及び前田榮之助君が昨日委員を辞任されたので、理事が二名欠員になっております。理事の選挙は、その手続を省略し、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○薩摩委員長 御異議なしと認め、再び当委員に選任されました二階堂君及び前田榮之助君を理事に指名いたします。

○薩摩委員長 日本道路公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。残余の質疑を行います。御質疑はありますか。

○三鍋委員 過日私が当委員会におきまして質疑を若干保留しておりましたのは、この付帯施設に関する業務の取扱ひ方針についてであります。これに對しては、資料をちょうだいしたのでありますが、ざっと目を通してみますと、私たちが非常に懸念しております施設の問題、これに對するいろいろの規制というものが書かれておるのであります。これによりまして大体私たちが心配して、将来何か問題が残るのではないかとと思われる点を取り上げて規制しておられるのを見まして大体において満足しておるのであります。

ですが、なお若干これに對して質問をいたしたいと思つております。

この管理基準のところでありまして、私人に賃貸して運営せしめる一云々、このように書いてありますが、この休憩所、給油所の大体の規模というものはどのくらいのものと考えておられるか、これは御承知の通り高速で走る道路でありますから、この施設というものはやはり相当慎重を要する。場所の選定また引込線その他の関係におきまして、それぞれ専門的にいろいろと御考慮になっておると思いますが、大体どういふ規模のものを、そして一カ所に對しては大体どのくらいの費用を考へておられるか。これはその場所、施設の種類によりましていろいろと相違する点があると思つておられるけれども、大体の御構想を聞いておきたいと思つております。

○富樫政府委員 給油所並びに休憩所等は主として出入口に施設するつもりでございます。出入口といつたしましては名古屋―神戸間につきましてはただいま十一カ所ほどを考へておりますが、これは大都市の連絡上及び交通上の重要な点に對して出入口を設ける計画であります。それぞれの出入口につきまして、この十一カ所の出入口が全部同じ規模になるのではございませんで、それぞれ交通の事情に應じて規模を定めて参りたい考へてございまして、従いましてこの出入口につきま

しては非常に大きな規模を持つもの、たとえば大阪との連絡などは大きな規模のものになるわけでございしますが、途中のものにつきましては給油ができる、簡単に休憩ができるという程度の施設を考へておるわけでございまして、その費用につきましてはただいま検討中でございまして、今数字をここで申し上げることはできませんので、御了承をお願いしたいと思います。

○三鍋委員 この私企業が運営するところが非常に困難であり、また不適当と考へられる場合、このときに公団が運営するということになると思つておられるか、これはどういふ場合を予想されておられるか、これを確かめておきたいと思つております。

○富樫政府委員 この例外的に公団がみずから経営する場合につきましては名古屋―神戸間等においては考へられぬところでございまして、将来中央道で実施いたします際に、あるいは山の中などで第三者が経営を申し出ないというような場合が予想されるわけでありますので、そういった場合がありましたならば、公団が経営することにいたしましたという考へでございまして。

○三鍋委員 これらの施設の取扱ひの問題であります。この道路公団がすべての借入金その他の費用を償還して、その償いが完了した場合に公団に移管されることになるわけであります。そういう場合にこれらの施設が一体どういふことになるのか、これを一つお尋ねしたいと思つております。

○富樫政府委員 有料道路の方はお話のように償還が済みましたならば無料になるわけでございしますが、付帯施設の方は有料道路が無料になりましたら公団が経営いたしました有料道路の制度が終るまで続けたい考へておるわけでございまして、公団が解散いたします場合には別に法律でその解散の処置を定めるわけでございしますが、それまではこの付帯施設につきましては公団が経営いたしていく考へでございまして、このために利益が上つて参りますればそれは公団の積立金として積み立てられるわけでございまして、公団の運営の役に立つわけでございまして、そのように考へておるわけでござい

ます。

○三鍋委員 この休憩所、給油所などを賃貸または経営委託する場合に、同一の相手方に対しては全体の施設の一定の割合以上を賃貸または委託することはできないものとする、こういったことが述べられておるのであります。が、この一定の割合の内容を御説明願いたいと思つております。

○富樫政府委員 これらの付帯施設を第三者に経営させます場合に、独占的に経営することは不適当と考へられますので、一定の割合をきめたいと考へておるわけでございまして、米国等の例によりまして、二〇％あるいは二五％を一つの経営者に許すという例がございまして、これらを参照しまして率をきめたい考へておるのでござい

律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

○三鋼委員 第三十九条の第二項であります。「不動産登記法及び政令で定めるその他の法令」これはどういう法律を考えておるのか、これはもう少しはつきりしておく必要があるのではないかと申すのであります。たとえば道路運送法の政令で定める法律、こうした場合に、かりにこの公団でバス事業を行う意図が出てきた、そのときには建設大臣の承認を得るだけで免許を受けなくてもいいということになると思ふのであります。これは法の運用上大きく影響するところがあると思ふのです。こういうような法律の定め方は、いろいろの抜け道を作りまして適正を欠く、そういう心配があるように思ふのであります。これは何かはつきりと「その他の法令」というこの点を明確にしておいた方がいいんじゃないかと思ふのであります。これに対する御所見を伺いたい。

○富樫政府委員 その他の法令につきましては、政令で定めるところによつて公団を国の行政機関とみなしてこの法令を適用することにいたしておるわけでございますが、政令で定めるその他の法令としてただいま考えておられますのは自然公園法等でございます。お話しのような道路運送法等は考えておらないのでございます。日本道路公団法によりまして、公団はバス事業などではできないのでございまして、ここでその他の政令で定める法令というのは自然公園法とかあるいは不動産登記手数料令といったものを考えておるわけでございます。

○三鋼委員 大体私にただしい点は以上で終るのでありますが、これらの施設の管理基準といった大綱試案を今

お示し願つたのであります。これは政令として適用されていくことになると思ふのであります。そのように解釈してよろしゅうございませうか。

○富樫政府委員 お手元に配付いたしました管理基準に関する試案、これに基きまして今後御意見を伺つて政令をきめたいと存するのであります。大部分はこれを政令で規定することにしたいと考えてございます。

○薩摩委員 ほかにも御質疑はありますか。――御質疑がないようでございますから、本案に対する質疑はこれにて終局するに御異議ありませんか。

○薩摩委員 御異議ないものと認めます。

これより本案の討論に入るのであります。討論の通告がありませんので、討論は省略し、直ちに採決を行います。

○富樫政府委員 日本道路公団法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○薩摩委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に関する報告書の作成等につきましましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○薩摩委員 御異議なしと認めます。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十六分散会

〔参照〕
日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕